

(5) かぶ

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2~4t/10a) ② 緑肥作物利用技術 ※ 土壌診断に基づくもの		
化学肥料低減技術	① 局所施肥技術(植え溝施肥等) ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 7.0kg/10a以下	10.0kg/10a
化学農薬低減技術	① 生物農薬利用技術 ② 対抗植物利用技術 (葉だいこん・えん麦等) ③ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ④ 天然物質由来農薬利用技術 ⑤ 熱利用土壌消毒技術 ⑥ 光利用技術 ⑦ 被覆栽培技術(べたがけ資材等) ⑧ フェロモン剤利用技術 ⑨ マルチ栽培技術 ⑩ 機械除草技術	化学農薬使用回数(成分数) 6回以下	8回

【その他留意事項】

- 播種直前の粗大有機物施用は岐根の原因となりやすいので、すき込み後十分な腐熟期間を確保する。
- 植え溝施肥の場合は分施体系とする。